

一律排水基準（有害物質）

項 目	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機リン化合物	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.2 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物 ※	海域以外 10 mg/L 海 域 230 mg/L
ふっ素及びその化合物 ※	海域以外 8 mg/L 海 域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ※	100 mg/L（注 2）
1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L

注 1 排水量に関係なく全ての特定事業場に適用される。

注 2 アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

※ 一部業種に暫定排水基準が適用される。

暫定排水基準（有害物質）

○ほう素及びその化合物に係る暫定排水基準

(単位：mg/L)

業種その他の区分		暫定排水基準	適用期間
電気めつき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）		30	R7.7.1～ R10.9.30
ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）		30	
金属鉱業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）		100	
下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであつて、一定の条件に該当するものに限る。）		40	当分の間
旅館業（温泉を利用するものに限る。）	旅館業（1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。）	300	
	旅館業（1リットルにつきほう素500ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。）	500	

※ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10 を超えることをいう。

$$\sum C_i \cdot Q_i / Q$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位：1リットルにつきミリグラム）

Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位：1日につき立方メートル）

Q 当該下水道から排出される排水の通常量（単位：1日につき立方メートル）

○ふっ素及びその化合物に係る暫定排水基準

(単位：mg/L)

業種その他の区分	暫定排水基準	適用期間
ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	10	R7.7.1～ R10.9.30
電気めつき業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	15	
電気めつき業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるものに限る。）	40	
旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであつて、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	15	当分の間
旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであつて一日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	30	
旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	50	

○アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準

(単位：mg/L)

業種その他の区分	暫定排水基準	適用期間
畜産農業 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場を除く）	400	R7.7.1～ R10.9.30
モリブデン化合物製造業	1,300	
バナジウム化合物製造業	1,350	
貴金属製造・再生業	2,800	

○六価クロム化合物に係る暫定排水基準

(単位：mg/L)

業種その他の区分	暫定排水基準	適用期間
電気めつき業	0.5	R6.4.1～ R9.3.31